

滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例案要綱

第1 制定の理由

私たちは、平成31年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号）を制定し、県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意しました。

他者への共感や様々な人々との連帯および協働は、障害の有無にかかわらず、自分の考えや意見を伝え合い、そして相互に信頼を深め、感情を理解していく中で、生み出されてくるものです。その意味において、障害者自らが、情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行うこと、また、他者との意思疎通を不便なく図ることができる環境を整えることは、障害者が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加することを促すだけでなく、私たち県民が目指す共生社会をより豊かなものにしていくためにも必要不可欠です。

我が国では、教育の場において読唇と発声を用いた口話法による教育を進めた際に、ろう者の言語である手話の使用が制約されたという過去があり、また、今日においても、社会における理解や配慮の不十分さのために、情報の取得や利用、意思疎通の場面で、障害者が困難を感じるものが依然としてあります。

こうしたことから、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用（以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。）の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例を制定しようとするものです。

第2 概要

- 1 この条例は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第24条の規定の趣旨にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とすることとします。（第1条関係）

2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとします。(第2条関係)

3 基本理念(第3条関係)

(1) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語その他の手段による意思の表示が重要であるとの認識の下に、行われなければならないこととします。

(2) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、手話は独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることについての理解が深まるよう、行われなければならないこととします。

(3) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用にも資するものであるとの認識の下に、行われなければならないこととします。

4 県の責務(第4条関係)

(1) 県は、3の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとします。

(2) 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等(県民、障害者関係団体その他の関係者および事業者をいう。以下同じ。)と連携し、および協力するものとします。

5 県民等の責務

県民等は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策に協力しなければならないこととします。(第5条関係)

6 啓発および学ぶ機会の確保

県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保を行うものとします。(第6条関係)

7 環境の整備

県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制の整備、障害の特性に応じた意思疎通等に関する相談に応ずる拠点の設置その他の必要な環境の整備を行うものとします。(第7条関係)

8 人材の確保等

県は、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のために必要な施策を講ずるものとします。(第8条関係)

9 情報の発信等(第9条関係)

- (1) 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して情報を発信するよう努めるものとします。
- (2) 県は、障害者が災害その他非常の事態において、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して必要な情報を取得することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

10 情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組

県は、障害者および障害者関係団体その他の関係者が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器および情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの取組を行う県以外の者に対して機器の貸出、講師の派遣その他の必要な支援を行うものとします。（第 10 条関係）

11 県民等の取組に対する支援

県は、県民等が行う障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発、これらを学ぶ機会の確保その他の障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する取組に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。（第 11 条関係）

12 調査研究の推進等

県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとします。（第 12 条関係）

13 実施状況の報告等

知事は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、当該施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとします。（第 13 条関係）

14 障害者等による啓発等（第 14 条関係）

- (1) 障害者および障害者関係団体その他の関係者は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、それぞれの立場において、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発に努めなければならないこととします。
- (2) 障害者関係団体その他の関係者は、それぞれの立場において、県民等が障害の特性に応じた言語その他の手段を利用することができるよう障害の特性に応じた言語その他の手段を学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう環境の整備に努めなければならないこととします。

15 事業者による環境の整備

事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第 2 条第 4 号に規定する合理的配慮をいう。）を的確に行うため、従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければならないこととします。（第 15 条関係）

- (1) 障害者に対し商品を販売するとき。
- (2) 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき。
- (3) 障害者を雇用するとき。

16 学校等の設置者による啓発等（第 16 条関係）

- (1) 学校等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および乳幼児（以下 16 において「学生等」という。）に対し、当該学校等の学生等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保に努めなければならないこととします。
- (2) 学校等の設置者は、当該学校等の学生等およびその保護者からの当該学校等における障害の特性に応じた言語その他の手段の利用に関する相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備に努めなければならないこととします。
- (3) 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語その他の手段に関する知識および技能の向上のため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

17 財政上の措置

県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。（第 17 条関係）

18 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (2) 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。
- (3) (2) の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとします。
- (4) 関係条例について必要な改正を行うこととします。